

学校における私物パソコン・外部記録媒体の取り扱いについて

教育研修課

1 私物パソコン・私物記録媒体の使用について

	私物パソコン	私物記録媒体（USBメモリ等）
① 持込みの許可 （必要な対策）	県への例外措置許可申請要 （セキュリティ対策）	県への例外措置許可申請要 （自動暗号化、パスワード認証）
② 教材作成・保存	可能	可能（ただし常時保存は不可）
③ 個人情報及び重 要な情報の取扱	ハードディスクへの保存不可 （個人情報の保存は2を参照）	保存不可
④ 学校間総合ネッ トへの接続	教育研修課への接続申請	
⑤ 校内での管理	盗難・紛失防止対策 管理簿で管理	盗難・紛失防止対策 管理簿で管理
⑥ 持ち帰り	学校長の許可（管理簿で把握）	学校長の許可（管理簿で把握）

2 個人情報の保存について

保存媒体	保存	留意点
① 公的外部記録媒体（USBメモリ等）	○	鍵のかかる場所で保管すること
② 公的パソコンのハードディスク	△	暗号化されたハードディスクに限る ※1
③ 私物外部記録媒体（USBメモリ等）	×	例外措置許可があっても不可
④ 私物パソコンのハードディスク	×	例外措置許可があっても不可
⑤ 校内のネットワーク上の保存エリア	○	管理を徹底すること
⑦ 職員メール上（共有資料・個人資料）	×	
⑧ 学校間総合ネット文書共有	○	各学校での規定に従うこと ※2

※1 H20年度整備の校内LANアクセス用パソコン、H21年度整備の校務用パソコンは暗号化されているが、H15年度整備の学習支援用パソコンは暗号化されていない。

※2 学校間総合ネットの文書共有エリアは、銀行の貸金庫のようにセキュリティは確保されている。しかし学校内では、学校所属の常勤職員の誰もがアクセス可能であることから、情報ごとの保存の可否については、各学校で規定を設けて運用すること。

3 個人情報の校外への持ち出しについて

学校長の許可（管理簿で把握）を得て、公的外部記録媒体※3を使用し、パスワード等のセキュリティ対策を講じること。

※3 平成22年度までに公費購入した外部記録媒体で、パスワード認証機能、自動暗号化機能が講じられていない場合は、ソフトによる対応でも平成25年度まで使用可能。
平成23年度以降に公費購入する外部記録媒体は、ソフトによる対応は不可。